

富山県情報公開審査会答申概要（答申第22号）

- 件 名 特定の開発行為に関して富山県土地対策要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により提出された届出書等に係る部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議）の件
- 開示請求年月日 平成20年2月25日
- 実施機関の決定日 平成20年3月10日及び同年4月9日
- 実施機関（担当課） 知事（県民生活課及び建築住宅課）
- 決定内容 部分開示決定（異議申立てに係る対象文書は全部開示）
- 異議申立て年月日 平成20年4月21日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、開示決定された環境保全対策書（以下「本件文書」という。）を本件開示請求に係る対象文書から除くよう求める。
- 諮問年月日 平成20年5月22日
- 答申年月日 平成20年12月24日
- 争 点 ①本件文書が本件開示請求の対象文書であるか否か。
②本件文書が対象文書である場合の非開示情報該当性

○ 審査会の判断

<結論>

実施機関が、本件文書について、開示請求の対象文書として特定し、開示決定を行ったことは、妥当である。

<理由>

1 本件異議申立ての内容について

本件異議申立ては、本件開示請求に対して本件文書を開示するとした実施機関の本件処分について、本件文書は対象文書に当たらないことから開示しないよう異議申立人が主張しているものであるが、実施機関はそれを否定しており、つまるところ両者の見解の相違は、請求内容に係る対象文書の特定にあるものと認められる。

そこで、本件文書が本件開示請求の対象文書であるか否か、さらに、対象文書である場合に本件文書が条例に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討する。

2 本件開示請求の対象文書該当性について

異議申立人は、本件文書の記載内容から、本件文書は平成8年〇月〇日付け開発行為変更届出書（以下「平成8年変更届出書」という。）の付属書類に当たらないことは明白であり、本件開示請求の対象文書から除くよう主張している。

これに対し、実施機関は、確かに本件文書は平成7年〇月〇日付け開発行為届出書（以下「平成7年届出書」という。）の添付資料として提出されたものであるが、届出者である異議申立人の了解のもと、平成8年変更届出書の付属資料として取り扱っていること、また、平成8年変更届出書

と併せて保存されていることから、本件開示請求の対象文書として特定したことは妥当である旨主張している。

本件文書が平成8年変更届出書の付属資料として取り扱われたことについて異議申立人の了解があったかどうかは定かではないが、審査会が確認したところ、実施機関においては、当時、本件文書を平成8年変更届出書の付属資料として取り扱った上で、本件変更届出について必要な事務処理を行っていたことが認められた。

こうした事実関係に照らして、本件文書の対象文書としての該当性について検討したところ、実施機関が説明する本件文書の利用及び保管、保存の状況等に特段不自然、不合理な点は認められず、実施機関が、本件開示請求の対象文書として本件文書を特定したことは、妥当なものと認められる。

3 本件文書を開示するとした本件処分の妥当性について

本件文書は、要綱に基づき、異議申立人から実施機関に提出された平成7年届出書に添付された文書である。

審査会において、本件文書の写しを確認したところ、当該写しに記載してある主な情報は、本件開発行為に係る開発の経緯及び理由、開発区域の現況、事業計画の概要、環境影響要因及び要素並びに環境保全対策（新幹線対策を含む。）である。

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示とすることを規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

異議申立人は、平成8年変更届出書と関係のない本件文書が同時に開示されることにより、開示請求者に対し、これらの文書が一体であるかのように誤解を与えるおそれがあり、誤解に基づく紛争に巻き込まれるおそれがあると主張している。

しかしながら、本件文書は、本件開発行為に関し、開発事業者が行う周辺の自然環境の保全や景観調和に必要な措置、飲料水等の水資源の確保など生活環境の保全に必要な措置等の環境保全対策について記載した文書であり、当該情報を公にすることにより、異議申立人の事業活動に対し、競争上若しくは事業運営上不利を与え、又は異議申立人の社会的信用、名誉、社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあるとは認められない。

仮に、本件文書を開示したことにより、その記載内容が、その後に作成され、実施機関に提出さ

れた平成11年〇月〇日付けの開発行為変更届出書の付属資料である環境保全対策書の記載内容と相違することから、異議申立人が、開示請求者から誤解を受け紛争に巻き込まれたとしても、異議申立人は本件開発行為に係る開発事業者であるから、異議申立人が作成した環境保全対策書の内容等について説明し、その理解を得るよう努めるべきものである。それは、条例第7条第3号アで保護しようとしている法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するというとは別のものである。

したがって、本件文書は、条例第7条第3号アに規定する非開示情報に該当しないものと認められる。

○富山県情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(2) (略) 個

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ (略)

(4)～(6) (略)